

令和8年度あいち海上の森生き物クエスト企画運営委託業務仕様書

1 目的

あいち海上の森センター（以降、センターという）は、「あいち海上の森条例」に基づき、「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全・活用するとともに、森林や里山の展示・情報を学習できる公の施設としての機能・役割を果たしている。

本業務はセンターおよび海上の森について、スマホに慣れ親しんだ若い世代、特に子供を含めたファミリー層の認知度・集客力の向上を図るとともに、海上の森が生物多様性のために重要な場所であることを認識してもらうことを目的とする。

2 業務名

令和8年度あいち海上の森生き物クエスト企画運営委託業務

3 業務の履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

4 業務の委託内容

受託者は、あいち海上の森生き物クエストを行うにあたり、次に掲げる内容を実施すること。

(1) 既製アプリ上における生き物調査イベントの実施

センター及び海上の森内をフィールドに、既製アプリ上で生き物調査のイベントを実施すること。

イベントの期間は、約3か月間（令和8年8月～11月のいずれかの期間）を想定し、イベントの企画・運営、広報関連業務（A4チラシの版下データ作成、Webブログ配信・SNSでの配信）を行うこと。

(2) 既製アプリにより収集された生き物情報の提供

イベント実施期間中にフィールド域で収集された、指定の生き物投稿データ（種名、経度緯度の位置情報等を含む）について、不正確な情報を削除・修正した上で、CSV形式のGISデータを提供すること。

またイベントによってフィールド域で収集された情報を整理した上で、一般公開用資料の作成、提出をすること。なお、内容についてはセンターが認めたものでなければならない。

(3) 報告

(1)、(2)の実施内容及び、業務を通して得られた成果・課題等を取りまとめた報告書を作成すること。

(4) その他

- ・本業務の実施スケジュール等を明らかにし、県の承認を得ること。
- ・業務の詳細については、県と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ・事業の実施にあたっては、あいち海上の森センターの認知・集客に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ・各業務にかかる調査、報告等の一切の経費は、全て事業費に含むこと。
- ・明示のない事項にあっても、社会通念上、当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

5 成果品の納品及び業務完了届の提出

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の成果品及び業務完了報告書を委託者に納品・提出しなければならない。

(1) 提出物

- ア 業務完了報告書（別添様式1）
- イ 実績報告書 紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）2部

(2) 納品場所

愛知県農林基盤局林務部森林保全課

6 業務処理責任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に連絡するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有するものでなければならない。

7 委託業務管理上の留意事項

(1) 書類の提出

受託者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、監督員（委託者の担当者）の承諾を受けなければならない。

① 業務実施計画書

ア イベントの内容

イ 実施スケジュール

ウ 広報の方法

エ 業務実施体制

オ 安全対策（熱中症対策等）

② 入札額の内訳書（合計額から一括して値引きし入札額を決定している場合においても、当該値引額を各項目に分散し、内訳の詳細が分かるようにすること。）

(2) 書類の内容変更

受託者は、(1)に定める書類の内容に変更が生じた場合には、速やかに委託者に文書で報告し、委託者の承諾を受けなければならない。

(3) 協議・連絡体制の確保

受託者は、委託業務の遂行にあたり事前に委託者と十分に協議し、その指示のもとに業務を進めること。電話、電子メールでの連絡も随時取れるようにするとともに、必要な場合には来庁すること。

8 委託者との協議等

(1) 本業務の実施に当たって、業務処理責任者は監督員との連携を密とし、適宜、協議または打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

(2) 業務処理責任者は、監督員と協議又は打合せをした場合は、その内容及び連絡事項を適切に記録し、相互に確認するものとする。

(3) 委託業務の履行にあたって疑義が生じた事項、また本仕様書に定めのない事項については、監督員と協議するものとする。

9 著作権等の取扱

(1) 本業務による成果品の著作権は愛知県に帰属する。また、県は本事業の成果品を、自ら使用及び使用許諾した範囲に必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 著作権、肖像権などに関して権利者の承諾が必要な場合は、権利者の永続的

な承諾を基本として受託者が手続きを行うものとし、権利関係に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとする。

- (3) 成果品については、原則として愛知県の事務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、愛知県自らが複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は愛知県が委託した第三者をして複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。

10 遵守事項

- (1) 愛知県個人情報保護条例、愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知のうえ、業務遂行にあたること。
- (2) 委託業務の履行に必要な諸手続きは、受託者の責任と費用負担において実施すること。
- (3) 受託者は、委託業務により知り得た内容を、委託者の許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 本業務は、企画競争型随意契約のため、提案した事項は、委託者の指示がない限り、実行すること。